

鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画の概要

これまでの取組状況

本県においては、昭和47年度、国の基本方針に即して基本計画を策定し、国の基本方針等の変更により随時変更を行っている。
令和6年3月末現在、基本計画に基づき、17市町で46団地の実施計画が策定されており、農産団地の就業者数は8千人を超えている。
このことから、基本計画は、農村地域における安定した雇用機会の確保や所得の向上等に大きく貢献しているものとする。

基本計画の内容

1 農村地域への産業の導入の目標

- ・ 導入産業の業種選定の考え方
- ・ 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方
- ・ 配慮事項

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- ・ 農業以外の産業に就業を希望する農業従事者や地域住民等からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図ること など

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- ・ 担い手への農地集積及び農業経営の法人化を図ることにより農業構造改善に努めること
- ・ 産業と地域農業が補完し合い農産物の高付加価値等による農業の振興を図ること など

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

- ・ 未活用の土地や農用地区域以外の土地での開発を優先すること
- ・ 農地中間管理機構関連事業の取組、土地改良事業の取組、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと など

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

- ・ 導入産業の特性及びニーズを把握の上、用地や道路等の整備を計画的に進めること
- ・ 定住等及び地域間交流の促進に資するための生活基盤等の条件整備を進めること など

6 労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

- ・ 労働市場、労働条件等の情報を収集し、企業、農業従事者への提供に努めること など

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

- ・ 担い手に対する農用地の集積・集約化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ること など

8 その他必要な事項

- ・ 未活用地の優先活用、企業撤退時のルール策定 など

R7.3主な変更内容

● 導入業種の規定を廃止

→導入すべき産業の業種（31業種）
の規定を廃止

● 導入産業の業種選定の考え方を記載

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること
- (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること
- (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること
- (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること
- (5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

● 名称の変更

「人・農地プラン」 → 「地域計画」

● 地域計画の達成について

→産業導入地区の設定の際、地域計画の達成に支障を及ぼさないようにすること